

徳島県重層的支援体制構築推進事業 業務仕様書

徳島県が実施する「徳島県重層的支援体制構築推進事業」の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業の概要

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた市町村の取組を支援することを目的として、「徳島県重層的支援体制構築推進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

2 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、県の令和6年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。

3 事業内容

(1) 研修の実施等

- ア 市町村の重層事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修（市町村職員や専門職等の実践者を対象としたもの）の実施や、地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催
- イ 研修等は2回の実施を目安とする。

(2) アドバイザー派遣等

- ア 市町村圏域を超える広域支援体制の構築、都道府県内における法律等の専門家派遣、市町村の重層的支援体制構築のためのアドバイザー派遣等の市町村への技術的助言等の実施
- イ 派遣等は3日を目安とする。

(3) その他

市町村が包括的な支援体制を構築する上で必要な取組の実施

4 その他の条件等

(1) 個人情報保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の制限

受託者が本事業の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(4) 権利の帰属

本事業により製作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払が完了したときに受託者から県に移転するものとする。

(5) 備品等の取扱い

本事業の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリースあるいはレンタルでの対応とする。リースあるいはレンタルでの対応が、当該設定がない場合や設定があっても事業実施期間中に購入金額を上回る等の理由で妥当でないと判断される場合には、受託者がその根拠を明確に示した上、必要最低限で例外的に購入を認めることがある。

この場合、本事業の委託料により受託者が購入した備品等のうち、県が指定したものについては、本事業に係る契約が終了したときに県に帰属するものとする。

(6) 事業の総括

受託者は、事業実施後、事業結果についてまとめた報告書及び収支決算書を作成し、県に提出すること。

なお、報告書及び収支決算書の詳細については、受託者と協議の上、別途指示する。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。